

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例（平成15年静岡市条例第177号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

3 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第10号）が平成29年6月9日に公布され、同年10月1日から施行されました。この改正により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」とします。）第9条第5項の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする場合の規定が、基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものであるか否かにより分割されました（廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則（以下「省令」という。）第5条の5の2関係）。◇参考資料1：10頁10行目参照

また、同じく10月1日に施行された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第8号）により、産業廃棄物収集運搬業許可申請、同更新許可申請、同事業範囲変更許可申請、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請、同更新許可申請、同事業範囲変更許可申請の添付書類の様式が規定されました。◇参考資料2参照

これらの省令の改正に合わせて、静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（以下「規則」とします。）の条文のうち、関係箇所について所要の変更を行うものです。

次に、本市が設置する清掃工場等の受入時間の変更についてです。本市では、市民サービスの向上のため、沼上清掃工場、西ケ谷清掃工場、沼上最終処分場及び清水ごみ受付センターの受入時間の変更を検討しています。これに伴い、規則で定めている関連する申請様式について、所要の変更を行うものです。

4 規則等の案の内容（改正の内容）

(1) 一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請に関する改正

一般廃棄物の最終処分場の設置の許可を受けた者が、その最終処分場を廃止する際は、あらかじめ当該最終処分場の状況が環境省令で定める技術上の基準に適合していることについて都道府県知事（政令市においては市長）の確認を受けたときに限り、廃止することができる（廃掃法第9条第5項）とされています。今回の省令の改正により、廃掃法第9条第5項の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請（省令第5条の5の2）について変更があり、当該最終処分場が「基準不適合水銀処理物の埋

立処分の用に供されるものに限る。」場合の申請（省令第5条の5の2の2）が追加され、「基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものを除く。」場合の申請（省令第5条の5の2）と区別されました。

これに基づき、規則の「一般廃棄物最終処分場の廃止の確認の申請等」の条文に、省令第5条の5の2の2第1項で規定する申請書についての条文を加え、併せて規則様式第24号（第21条関係）中、「埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量欄」に石綿又は基準適合水銀処理物の含有の有無に係る記述を追加するとともに、新たな様式として「基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものに限る場合の一般廃棄物最終処分場の廃止の確認の申請書」の様式を定めます。

(2) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業許可申請等に係る申請書に添付する書類の様式に関する改正

産業廃棄物収集運搬業許可申請、同更新許可申請、同事業範囲変更許可申請、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請、同更新許可申請又は同事業範囲変更許可申請を受ける場合に、その申請書に添付する書類のうち、一部の様式が省令により規定されたため、規則の「産業廃棄物処理業許可等及び産業廃棄物処理施設設置許可等の申請に伴う添付書類」の関係条文を改正し、既存の規則様式の一部改正を行います。なお、改正する規則様式は次のとおりです。

ア 廃止する様式

- ・様式第38号（第29条関係）

イ 変更する様式

- ・様式第39号（第30条関係）

収集運搬業のみに関連する記述を削除します。

- ・その他の様式について、様式番号等の所要の変更を行います。

(3) 清掃工場等の受入時間の変更に伴う申請等の様式の改正

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例（平成15年静岡市条例第177号）第12条第1項の規定により、事業者がその事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処分方法について市長の承認を受けようとする場合に使用する「事業活動に伴う一般廃棄物（産業廃棄物）処理方法承認申請書（様式第2号）」及びこれに対し市長が承認を行う際の「処理方法承認書（様式第3号）」中、搬入時間欄を次のとおり改正します。

〈改正前〉

搬入時間	(平日) 8:30~ <u>11:30</u> 13:00~16:00
	(土) 8:30~ <u>11:00</u>

〈改正後〉

搬入時間	(平日) 8:30~ <u>12:00</u> 13:00~16:00
	(土) 8:30~ <u>12:00</u>

5 規則等を施行する時期（予定）

平成31年4月1日